

## 甲府市農業委員会6月定例総会議事録

1. 日 時 令和元年6月28日(金曜日)午後2時20分から午後3時10分

2. 会 場 甲府市南公民館

3. 出席委員(18名)

会長・西名武洋 会長職務代理者・柿嶋 敦

### 【農業委員】

1番 保坂 敬夫 2番 福島 昌之 3番 矢崎 正勝 5番 落合 洋子  
6番 田中 由美 7番 土屋 三千雄 8番 長田 孝夫 9番 菊島 建  
10番 關野 登 11番 森 信二 12番 花形 満寛 13番 末木 瑞夫  
14番 土屋 正人 15番 萩原 爲仁 16番 小林 雅宗 17番 山本 一

### 【最適化推進委員】

1番 植田 泰 2番 山本 光信 3番 平澤 友良 4番 望月 典雄  
5番 埴原 久徳 6番 柳澤 榮 7番 萩原 靖彦 8番 萩原 斉  
9番 越石 和昭 10番 市村 秀俊 11番 向山 章夫 12番 齊藤 藤雄  
13番 佐々木 茂隆 14番 渡邊 初男 15番 塚田 泰英 16番 佐野 勝紀  
18番 深田 喜徳 19番 小澤 博

4. 欠席委員(1名)

### 【農業委員】

4番 米山 夫佐子

### 【最適化推進委員】

17番 米山 伸一

5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事務局 長 青木 進  
農地係 係 長 齊藤 欣也  
係 長 佐野 慶一  
主 事 一ノ瀬 匠  
振興係 係 長 牧野 公治  
技 師 井上 健洋

6. 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

- 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について  
議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
議案第 4 号 令和元年 7 月告示分農用地利用集積計画について  
議案第 5 号 令和元年 7 月告示分農地中間管理権に係る農用地利用集積計画について  
議案第 6 号 農用地利用配分計画（案）について  
議案第 7 号 納税猶予に関する適格者証明願について  
議案第 8 号 令和 2 年度山梨県農業行政施策に関する意見書について

#### 報告案件

- 報告第 1 号 山梨県農業会議への諮問結果について  
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について  
報告第 3 号 農地法第 4 条の規定による届出について（市街化区域届出）  
報告第 4 号 農地法第 5 条の規定による届出について（市街化区域届出）  
報告第 5 号 耕作土搬入届出について  
報告第 6 号 農地法第 4 条の規程による届出後の計画変更について  
報告第 7 号 農地法第 5 条の規程による届出後の計画変更について  
報告第 8 号 農用地利用集積計画の解約について

午後 2 時 20 分 開会

#### ○事務局（斉藤係長）

それでは、令和元年 6 月定例総会を始めます。

本日の総会は、農業委員が定数 19 名中 18 名の出席により過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。

つづきまして、西名会長より ごあいさつ をいただきます。会長お願いいたします。

#### ○議長（西名会長）

《 西名会長 挨拶 略 》

#### ○事務局（斉藤係長）

ありがとうございました。それでは、甲府市農業委員会総会会議規則により、会長が議長を務め会議を進めて参ります。会長よろしく、お願いいたします。

#### ○議長（西名会長）

ただ今から、甲府市農業委員会 6 月定例総会を、農業委員会等に関する法律、並びに甲府市農業委員会総会会議規則により、会議を進めて参りますのでお願いいたします。

それでは最初に、6月定例総会の議事録署名委員ですが、議席の順番により11番の森信二委員と、12番の花形満寛委員のお二人にお願いしたいと思います。

それでは早速、議案の審議に入っていきたいと思います。議案第1号は農地法第3条の規定による許可申請についてです。事務局より説明してください。

○事務局（一ノ瀬主事）

今月の第3条許可申請は有償移転が1件ございまして、第3条の資格要件を全て満たしております。

議案書1ページの1番をご覧ください。申請地の所在・地目・面積・譲渡人・譲受人については、議案書記載のとおりです。大坪橋から○○mほど○○に位置する農地で、東面・南面・西面は農地、北面は用水路となっています。譲受人は○○○○○○○を行っているが、新たな農地購入を検討していたところ、申請地が立地条件に適していることから、取得し○○○○○○○したいとのこと。譲受人の現在の経営面積は○○○㎡ですが、取得後は計画面積が○○○㎡となり、○○○○○を行う計画です。以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。つぎに、地元委員から補足説明をお願いしたいと思います。1番の案件は中道北地区です。土屋三千雄委員よりお願いします。

○中道北地区委員（土屋三千雄委員）

この案件は、譲受人の方は現在○○をやっております。場所は北側に笛吹川、南側に境川があり、○○○です。本人は、○○○○○○○○計画で、○○○○として○○○○○を植えています。その一区画を全部自分の土地にしたいそうです。本人もやる気満々ですので、よろしくご理解のほど、お願いします。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。地元委員からの説明がありました。それでは質疑に入ります。皆様から質問や意見がありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、特に意見もないようですので、ここで採決をさせていただきます。

議案第1号に賛成の方は、挙手をお願いします。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の賛成の挙手をいただいたので、議案第1号については決定し、許可書の交付をして参ります。

つぎに、議案第2号は農地法第4条の規定による許可申請についてです。事務局より説明してください。



○山城地区委員（關野委員）

地図を見ていただきますと、事務局から説明のありましたが、1番の案件は平成〇〇年、2番の案件は昭和〇〇年ということですが、申請人の〇〇〇〇の代のことです。当時農地転用の申請をして、許可をいただいて、地目変更しなかったことが考えられます。以上でございます。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。つぎに3番の案件は同じく山城地区の、萩原委員よりお願いします。

○山城地区委員（萩原委員）

3番の案件は、事務局の説明どおりです。3番の地図を見ていただきたいのですが、甲府バイパスの増坪交差点から東へ約〇〇m入った〇〇の土地です。農地は、今回の案件の〇〇にはあるのですが、〇〇は宅地化されています。今回の計画地のすぐ東隣には、本人が2年ほど前に〇〇〇〇〇〇〇〇経緯があります。〇〇についても北側の水路に落とすということで、特に問題はないと思います。よろしくご審議の程お願いします。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。つぎに4番、5番の案件は大里地区ですので、菊島委員よりお願いします。

○大里地区委員（菊島委員）

この場所は耕作放棄地になっていて何も作れない状況でした。たまたま、その続きに新設の農道ができるということで、道路ができたら土を搬入して畑にするということで申請がありました。確かに現在の状況ですと使えませんが土を入れると使えると思います。しかし、元々砂地で乾くところですから、30cm土を入れただけでは畑にはならず、最低でも50cm入れないと作物は作れないと思います。その旨は事務局にも話しておきましたが、畑になって作物が作れば良いと思っています。他に問題はありません。事務局の説明通りです。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。ひととおり地元委員から補足説明が終わりました。これより質疑に入ります。皆様から質問や意見がありましたら挙手をお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、特別意見もないようですので、ここで採決をさせていただきます。

議案第2号に賛成の方は、挙手をお願いします。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成をいただきましたので、決定させていただきます。議案第2号のうち、1番、2番の案件については許可書の交付をしまいたします。それ以外の案件は、





つぎに、3番、4番の案件を山城地区の關野委員からお願いします。

○山城地区委員（關野委員）

3番の案件については、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○とするということです。○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○による処理ということで、特に心配したのは、農業用水が流れているのですが、農業用水の中でも排水路の方へ排出するというので代理人から説明を受けましたし、農地調査の時にも確認を取りました。問題はないと考えています。4番については、昨年11月に農振の除外案件のひとつとして審議したものです。申請どおりの内容ということで止むを得ないと思います。以上です。

○議長（西名会長）

ありがとうございます。つぎに6番から11番の大型案件は中道北地区ですので、土屋三千雄委員よりお願いします。

○中道北地区委員（土屋三千雄委員）

6番から11番の案件ですが、地図を見てください。ゼブラの書いてある部分に来年3月に○○○○○○○○ができる予定です。ここは、表門神社の近くで遺跡が出る可能性があります。7月から調査をするそうです。以上です。よろしくお願いします。

○議長（西名会長）

ありがとうございます。つぎに12番の案件は中道南地区ですので、長田委員よりお願いします。

○中道南地区委員（長田委員）

12番の案件ですが、この地域は高齢化が進んでおります。最近では、他所から人が来るというより、自分の子どもに分家という形で農地を貸したり、贈与したりしています。今回も分家ということで、○○○を呼び戻すということが出てきた案件です。地域ではこういった若い方々が来てくれると言う事は、嬉しいことですので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（西名会長）

ありがとうございます。ひととおり地元委員から補足説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。皆様から質問や意見がありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、特別意見も無いようですので、ここで採決をさせていただきます。

議案第3号に賛成の方は、挙手をお願いします。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございます。

全員の方の賛成をいただきましたので、この議案3号の案件については決定させていただきます。このうち5番、12番の案件については1,000㎡未満になりますので、許可書の交付をして参ります。それ以外の案件については1,000㎡以上になりますので、許可相当ということで県の農業会議に諮問して参ります。





甲府市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していることから、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による借り手の要件を満たしております。

引き続き、農用地利用集積計画、解約の報告です。議案書 38 ページをご覧ください。今月は 2 件の解約となります。解約の内容、理由につきましては、記載のとおりとなっております。解約の届けが提出されましたので報告いたします。以上です。

○議長（西名会長）

事務局からひとつおとり、説明が終わりました。ここで、地元委員の説明の必要な案件があります。所有権移転や新規就農者及び、法人などが関係する案件若しくは特殊な案件について、原則、説明をいただくことになっております。

それでは利用権設定の 4 番の 1 番の案件について、山城地区、萩原委員から補足説明をお願いします。

○山城地区委員（萩原委員）

事務局から説明のあったとおりです。特に補足説明はありません。

○議長（西名会長）

特別補足説明はないということです。この方は、同じ貸し手の方から既に借りていて、新たに農地を借りるということです。

それでは、この案件について皆様からご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、特別意見もないようですので、ここで採決をさせていただきます。

議案第 4 号について、賛成の方は、挙手をお願いします。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成をいただきましたので、議案第 4 号は決定させていただきます。

なお、報告第 8 号については、報告事項ですのでご了承いただきたいと思います。

つぎに、議案第 5 号と議案第 6 号の案件について審議いたします。事務局より一括して説明してください。

○事務局（井上技師）

続いて、中間管理機構を利用する案件について説明させていただきます。議案書は 30 ページから 35 ページになります。

農地中間管理事業については、貸し手から中間管理機構が借り受けた農地を、担い手にまとまりある形で利用できるよう配慮して貸し付けます。貸借期間の満了後は、農地銀行と同様に農地所有者に確実に返還されます。貸借を継続することも可能です。必要に応じて、農地の利用条件を改善します。

議案第 5 号で貸し手から中間管理機構への利用集積計画、議案第 6 号で中間管理機構から担い手への利用配分計画に分かれています。関連がありますので、一括して



○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成をいただきましたので、この案件は決定させていただきます。

つづきまして、議案第 7 号、納税猶予に関する適格者証明願について審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（斉藤係長）

議案第 7 号、納税猶予に関する適格者証明願について説明します。

議案書の 36 ページをご覧ください。農地の所在、地目、面積及び申請者、相続人、被相続人については、議案書記載のとおりです。農業者であった被相続人より平成〇〇年〇月〇〇日に、相続人が議案書にある農地を相続しました。申請人は相続した農地について引き続き耕作をしていくということで、6月7日に相続税の納税猶予に関する適格者証明願を提出してきたところです。このため、6月13日に地元農業委員の菊島委員と申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。申請地は申請者の自宅に隣接しており、水稻栽培をおこなっております。また、申請人は農業機械を有し、以前から被相続人とともに農業を行っており、今後も耕作を継続していくとのことです。以上の事から、申請人については相続税の納税猶予に関する適格者であると判断いたしました。説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（西名会長）

事務局から説明がありました。つぎに、地元委員からの補足説明をお願いします。

この案件は大里地区ですので菊島委員よりお願いします。

○大里地区委員（菊島委員）

この方は前々から、耕作をしていたということで、田植えの後や、農機具を見せていただきました。一通り農機具も揃っており、今後も農業を続けていける状況です。何ら問題はないと思います。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

皆様の方からご意見やご質問がありましたらお願いします。

《 質問・意見無し 》

○議長（西名会長）

特別無いようですので、採決をいたします。

それでは、議案第 7 号、納税猶予に関する適格者証明に賛成の方は、挙手をお願いします。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので決定させていただきます、この案件について納税猶予に関する適格者証明書の交付をして参ります。

次に議案第 8 号、令和 2 年度山梨県農業行政施策に関する意見書について審議いたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局（牧野係長）

それでは、令和 2 年度山梨県農業行政施策に関する意見書ということで、説明させていただきます。議案書 39 ページをご覧ください。今年度の意見書に対しましては、農地の有効利用対策について、担い手の育成・確保及び農業経営支援対策について、それ以外の対策についての 3 つの大きな柱で意見書を出したいと考えております。それでは、朗読させていただきます。

《 『令和 2 年度山梨県農業行政施策に関する意見書』 朗読 》

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。この意見書は、5 月のブロック会議で出た意見について集約したものです。県への意見と市への意見を分け、6 月の総会では県への意見書を、7 月の総会では市への意見書について事務局でまとめ、説明があるということでした。

この県への農業行政施策に関する意見書について、県へ出してもいいか、皆様のご意見の意が反映されているか確認していただき、ご了解いただければありがたいと思います。いかがでしょうか。

《 質問・意見無し 》

○議長（西名会長）

おおむね、皆様の意向は反映されていますでしょうか。

もし、何かありましたら事務局へ言っていただければと思います。

それでは採決させていただきます。県への農業行政施策に関する意見書についてご賛成の方は、挙手をお願いし増す。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので決定させていただきたいと思います。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

本日予定をしている全ての審議を終了しましたが、皆様の方から、何かありましたらお願いします。

以上をもちまして 6 月定例総会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

午後 3 時 10 分 閉会

会 長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名委員 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名委員 \_\_\_\_\_ 印